

私立幼稚園等における
医療的ケア児受入れのための
ガイドライン

令和5年5月（初版）
（公社）横浜市幼稚園協会
横浜市こども青少年局

はじめに

近年の周産期医療、新生児医療の進歩やNICU（新生児集中治療室）の整備促進を背景として、早産児・低出生体重児・先天性疾病の子どもたちが、医療機関での長期入院後も引き続き人工呼吸器や胃ろう等の医療的ケアを日常的に必要とするケースが増えています。

そのため、医療的ケア児及びその家族が、個々の心身の状況等に応じて適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっています。

このような状況を踏まえ、令和3年9月に、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（以下、「医療的ケア児支援法」という。）」が施行されました。この法律の基本理念では、「医療的ケア児の日常生活及び社会生活を社会全体で支えることを旨として行わなければならない」と明記されています。また、幼稚園・認定こども園は在園する医療的ケア児に対し適切な支援を行う責務を有するとされています。

令和4年9月、医療的ケア児の円滑な受入れや安全で安心できる保育所等の利用を推進していくため、「保育所等における医療的ケア児受入れ推進ガイドライン」の横浜市版が策定されました。

このたび、横浜市幼稚園協会と横浜市で協力し、「私立幼稚園等における医療的ケア児受入れのためのガイドライン」を策定しました。それぞれの園に医療的ケアを必要とする子どもが見学にいらしたときに、受け入れられるかどうかを園だけで考えるのではなく、関係者や支援機関と連携して、その子にとって一番よい方法を考えられるように、相談先や、保護者・医療機関とどんなことを調整し共通認識を持てばよいのかをガイドラインにまとめています。子どもや園の状況によっては本ガイドラインの内容通りにいかないケースもあるかもしれませんが、必要に応じてご活用ください。

医療的ケア児といっても一人ひとり状況が違います。園としてもできることがそれぞれ違うでしょう。みんなで考え、一人でも多くの医療的ケア児が園生活を安心して楽しめるように、また、すべての子どもの豊かな育ちにつなげていきたいと願っています。

令和5年5月

横浜市幼稚園協会会長 清水 純也
横浜市こども青少年局長 吉川 直友

目次

第1章	基本的事項	1
1	ガイドラインの目的	
2	幼稚園・認定こども園で行う医療的ケア	
(1)	医療的ケアの内容	
	<u>コラム①横浜型医療的ケア児・者等コーディネーターとは？</u>	
(2)	対象園児	
(3)	利用日時	
(4)	医療的ケアの対応者	
	<u>コラム②喀痰吸引等研修（第3号）とは？</u>	
第2章	入園までの流れ	4
1	保護者が行うこと	
2	園が行うこと	
(1)	事前の対応	
(2)	園見学・面談	
(3)	入園選考における検討	
(4)	入園選考結果の連絡	
(5)	保護者との打合せと取り決め	
(6)	給付費や補助金の申請	
(7)	個別支援計画等の準備	
第3章	幼稚園・認定こども園での生活	8
1	集団生活での配慮	
(1)	職員連携	
(2)	慣らし期間の設定	
(3)	一日の流れ	
(4)	行事・園外活動等の対応	
2	日常の保育実施にあたっての留意点	
(1)	他の保護者・園児への説明	
(2)	園内での感染症の対応	
3	安全管理	
(1)	緊急時の対応	
(2)	災害発生時（自然災害による避難等）の対応	
(3)	リスクマネジメント	
	<u>コラム③各園の受入れ体験談</u>	

第4章	支援機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
1	医療機関との連携	
	(1) 主治医医療機関との連携	
	(2) 園医との連携	
	(3) 地域の医療機関等との連携	
2	横浜型医療的ケア児・者等コーディネーターとの連携	
3	地域療育センター等との連携	
4	就学に向けた小学校等との連携	
第5章	入園後の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
1	受入れ後の支援	
	(1) 医療的ケア児・者等コーディネーターへの相談	
	(2) 入園後に医療的ケアが必要となった場合、医療的ケアの内容が変更となった場合	
2	人材育成	
参考資料・参考様式	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16



第1章 基本的事項

1 ガイドラインの目的

幼稚園・認定こども園（※1）が医療的ケア児を受け入れるための基本的な知識や相談先をまとめ、園の不安を取り除くとともに、事例を参考に受入れ時に必要な準備や受入れ後の留意事項等を共有することによって、各園が医療的ケア児の受入れを検討する際の指針とします。

本ガイドラインにより、医療的ケア児の安全で安心な園生活を支援し、子どもたちの豊かな育ちにつなげることを目的としています。

（※1）私学助成幼稚園、施設型給付幼稚園、認定こども園（教育利用）

2 幼稚園・認定こども園で行う医療的ケア

幼稚園・認定こども園（以下「幼稚園等」という。）においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びに幼稚園教育要領等の示すところに従い、創意工夫を生かし、幼児一人ひとりの心身の発達と各園や地域の実態に即応した適切な教育課程を編成することが求められています。

医療的ケア児においても、同様に、健やかな成長・発達のために一人ひとりの発達・発育状況に応じた保育・幼児教育を提供することが重要です。

（1）医療的ケアの内容

医療的ケア児支援法において、「医療的ケア」とは、「人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう」と定められています。

本ガイドラインに基づき、園で過ごす時間に実施する医療的ケアの内容は、医療的ケアの種類により限定するのではなく、利用の可能性を検討する中で、幼稚園等の人員配置（看護職員の有無）や設備の状況、保護者による対応の可否などから、安全な保育・教育の提供が可能であると判断された医療的ケアとします。なお、人工呼吸器による呼吸管理等、高度な医療機器を使用するものなどは、対象とならない場合があります。

主な医療的ケアの内容については次の表のとおりです。

種類	内容
経管栄養（経鼻）	鼻から、胃や腸までチューブを通して、流動食や水分を入れることです。食べることが難しい人や、むせて肺炎になりやすい人が、安全に栄養をとるための方法です。
経管栄養（胃ろう・腸ろう）	胃ろうとは、チューブで胃に直接栄養を送り込むための穴のことをいいます。なんらかの原因で、口から食べ物が食べられなくなった人や、食べてもむせこんで肺炎などを起こしやすい人が安全に食事をとるため、胃ろうをつくります。
吸引（口腔・鼻腔内、気管カニューレ内、気管）	吸引カテーテルを鼻、口、気道内に入れて、鼻水・唾液・痰を取り除くことです。吸引しないと唾液が気管に入ったり、痰がつまることがあります。
導尿	なんらかの原因で、尿が出せなくなったときに、尿が体の外に出るように、人工的に手助けすることです。
血糖管理	糖尿病などによりインスリンの分泌が十分でない場合、血液を少量採取し、血糖の測定を行います。結果に合わせて皮下注射などによりインスリンを補います。
酸素療法	なんらかの原因で、酸素が十分に取り込めない人のために、足りない酸素を補うことです。

出典：「医療的ケアって何だろう？～知ってほしい 医療的ケア児・者と家族の思い～」より一部引用（横浜市作成）

コラム①横浜型医療的ケア児・者等コーディネーターとは？(12～13 ページ参照)

医療的ケア児・者や重症心身障害児・者が在宅生活において必要な医療・福祉・教育等の支援を総合的に調整し、地域の関係機関におけるサービス利用等を充実するため、横浜市では医師会と協働し、「横浜型医療的ケア児・者等コーディネーター」を配置しています。

医療・福祉・教育等の専門的な研修を修了した訪問看護師が、医療的ケア児・者等とそのご家族、地域の支援者や関係機関との繋ぎ役となり、在宅生活で必要なサービス等を適切に受けることで、安心して生活ができるように支援していきます。

コーディネーターは、鶴見区・南区・旭区・磯子区・青葉区・都筑区の区医師会訪問看護ステーション内に設置した拠点に配置します。

各機関の支援者の方も、ご本人・ご家族も、医療的ケアが必要な方で困ったことがある場合は、お気軽にご相談ください。

出典：横浜市ウェブサイト（横浜型医療的ケア児・者等コーディネーター）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/oyakokenko/shogaihoken/iryorenkei/shiensokushin/ikeacoordinator.html>

(2) 対象園児

幼稚園等では、園児の個々の発達状況に応じて、必要な配慮を行うなど、柔軟な対応が必要となります。加えて、医療的ケア児については、安全な医療的ケアの実施についても確認することが重要です。

個々の園児の状態等を勘案し、次の要件を満たしている園児とします。

- ・ 病状や健康状態が安定していて、子ども同士の関わりの中で過ごせること
- ・ 主治医から幼稚園等での生活が可能と判断されていること
例：「医療的ケア主治医意見書・指示書」の保育教育の適性についての見解（集団生活が可能・在宅生活が安定・3か月の間、入退院を繰り返していない）に全てチェックがある。
- ・ 日中に自宅で行っている医療的ケアが確立し、保護者による安定した医療的ケアが行われていること
- ・ 病状や医療的ケアに関する情報を保護者と幼稚園等で十分に共有ができること
- ・ 保護者や主治医の同意のもと、幼稚園等と主治医医療機関が連携できること

(3) 利用日時

医療的ケア児の健康状態、幼稚園等における教職員（看護職員、教諭等）の受入れ体制、保護者による対応の可否などの状況を勘案して、幼稚園等と保護者の同意の上、決定します。

(4) 医療的ケアの対応者

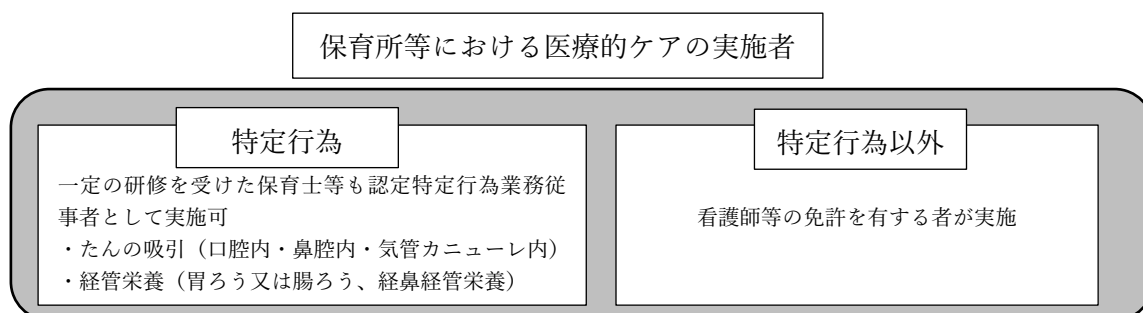
幼稚園等において実施される医療的ケアの対応者は、次のとおりです。

- ア 当該園児の保護者が実施
- イ 医療的ケア対応の看護師等が主治医（医療機関）の指示に基づいて実施
例：園が雇用した看護職員、訪問看護ステーションの看護師等
- ウ 社会福祉士及び介護福祉士法に基づく「喀痰吸引等研修（第3号）」を修了し、業務登録を受けた教職員（以下、「認定特定行為業務従事者」（※2）という。）が実施（特定した5つの医療的ケアに限る）

「喀痰吸引等研修（第3号）」の受講は、幼稚園等で保育する特定の医療的ケア児に対して、教職員が定められた範囲の医療的ケアを行うための基本的要件です。個々に応じた適切な対応や安全な保育の提供のためには、複数の教職員が受講することが望まれます。

※2「認定特定行為業務従事者」が実施できる医療的ケアは、①口腔内の喀痰吸引 ②鼻腔内の喀痰吸引 ③気管カニューレ内の喀痰吸引 ④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 ⑤経鼻経管栄養の5つ。

【参考】図表 医師の指示のもとに保育所等において保育士が行うことができる医療的ケアの内容と範囲



出典：保育所等での医療的ケア児の支援に関するガイドライン

（令和3年3月、保育所等における医療的ケア児への支援に関する研究会）

コラム② 喀痰吸引等研修（第3号）とは？

医師及び看護師などの免許を有さない者による医療行為は、法律で禁止されており、医療行為である医療ケアを実施できるのは、原則として、医師、看護師等、医療的ケア児の保護者、本人です。ただし、幼稚園教諭等で社会福祉士及び介護福祉士法に基づく「喀痰吸引等研修（第3号）」を修了し、業務登録を受けた方は、認定特定行為業務従事者として特定の園児に対し次の医療的ケアを行うことができます。

- ①口腔内の喀痰吸引 ②鼻腔内の喀痰吸引 ③気管カニューレ内の喀痰吸引
- ④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 ⑤経鼻経管栄養

認定特定行為業務従事者として認定されるには、登録研修機関による研修を受講し、神奈川県より、認定特定行為業務従事者認定証（第三号研修）の交付を受ける必要があります。まずは、横浜型医療的ケア児・者等コーディネーターにご相談ください。

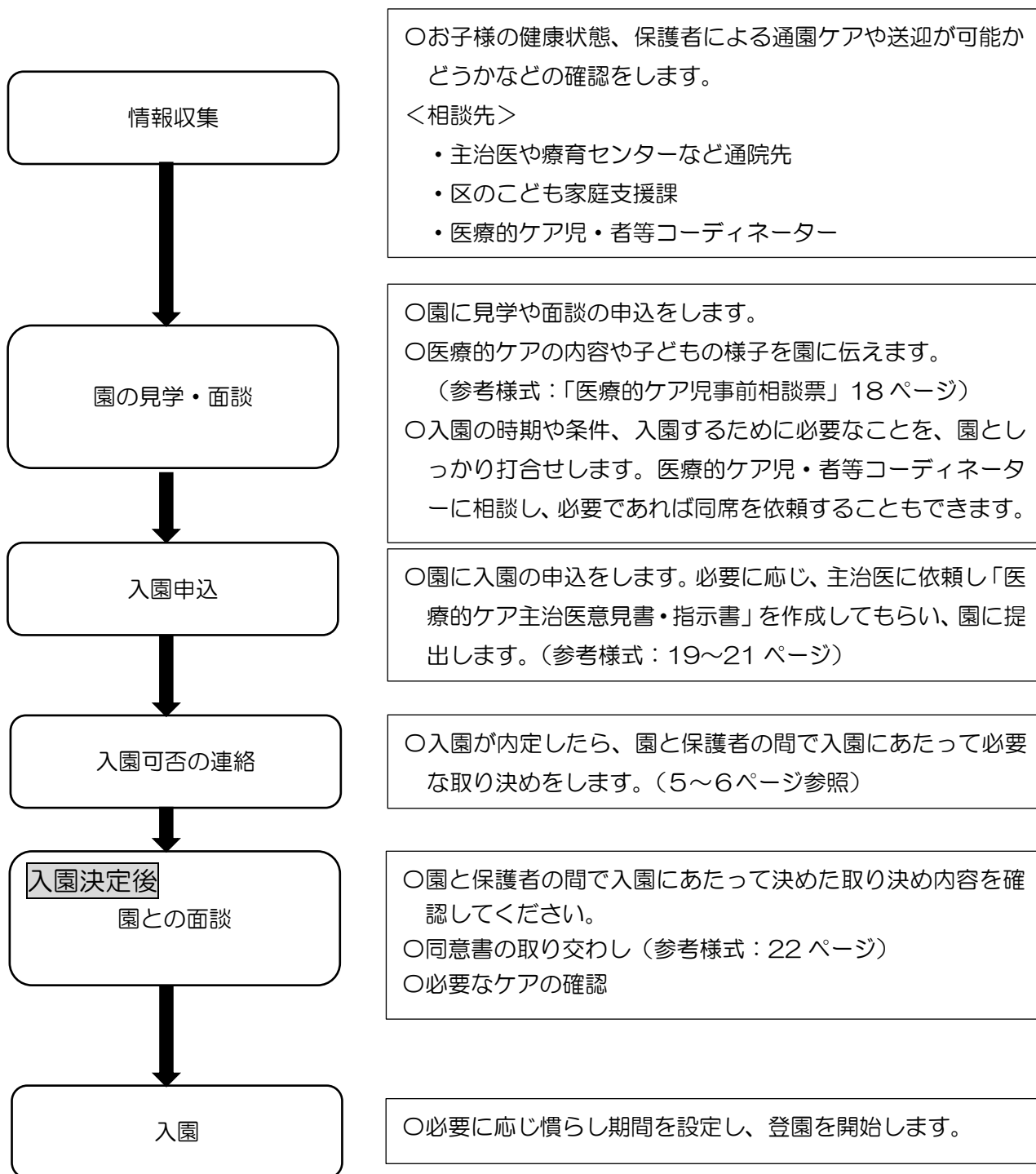
【参考】

障害福祉情報サービスかながわ（登録研修機関、認定証申請等について）

https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/library/L_Result2.asp?category=67&topid=15

第2章 入園までの流れ

1 保護者が行うこと



※園児の状況が変わった場合は「医療的ケア主治医意見書・指示書」を再提出してもらう等、ケアの内容の確認が必要です。

2 園が行うこと

(1) 事前の対応

医療的ケア児からの入園相談があった場合の対応について、園内で方針を事前に決めておきます。

(2) 園見学・面談

医療的ケア児の保護者から園見学や面談の申込があった場合は、園長や教職員は、面談で子どもの状況及び実施する医療的ケア、保護者が来園してできるケアを確認します。不明な点は医療的ケア児・者等コーディネーターに相談し、園ができることとできないこと、活動内容や時間、ケアの実施者など、入園の条件を保護者に伝えます。

検討にあたって、子どもの主治医に確認してほしいことがあれば、保護者に伝えます。(疾患により確認すべきことは異なるので、医療的ケア児・者等コーディネーターに相談のうえ、後日伝える方法もあります。)

(3) 入園選考における検討

保護者から入園希望があったら、園は、必要に応じて支援機関に相談し、医療的ケアの内容や必要な設備、備品、園で起こりうることなどを確認します。

<相談先支援機関の例>

- ・横浜型医療的ケア児・者等コーディネーター
- ・園医
- ・地域療育センター

保護者は、必要に応じ、主治医が記入した「医療的ケア主治医意見書・指示書」を園へ提出します。園長や教職員は、提出された「医療的ケア主治医意見書・指示書」などの書類や聞き取りで子どもの状況や実施する医療的ケアを確認します。

医療的ケアの対応について不明な点は、保護者を介して(保護者の同意があれば直接)、主治医医療機関に確認します。

検討にあたっては、保護者から子どもの様子や希望を丁寧に聞き取り、入園の可否だけでなく、その子に適した支援や受入れ方法を打ち合わせます。園の体制を整えたり、その子に適した入園時期を待つために、準備・検討が長期間となることもあります。

(4) 入園選考結果の連絡

園から入園選考結果、及び受入れの条件を、保護者に連絡します。

「医療的ケア主治医意見書・指示書」の内容に変更があれば、改めて主治医に作成してもらおうよう、保護者に依頼します。

(5) 保護者との打合せと取り決め

主治医からの医療的ケア主治医意見書・指示書を受領した場合は、保護者と一緒に内容を確認します。受入れの条件をもとに、園と保護者の間で入園にあたっての詳細を取り決め、内容をお互いに確認します。

<保護者との取り決め内容の例>

- ・緊急時の対応（連絡先、搬送先など）について
- ・利用日、利用時間、慣らし期間
- ・活動の制限、食事や配慮事項
- ・園外活動の可否
- ・医療的ケアの実施者
- ・医療的ケアの実施方法、頻度
- ・症状が軽症化または重症化した場合の対応 など

取り決めは文書で提示して、保護者のサインをもらいます。

参考様式「医療的ケア児の保育に関する同意書（22 ページ）」

(6) 給付費や補助金の申請

園は、必要に応じて医療的ケア児の受入れに必要な人件費等の申請手続きをします。

<施設型給付幼稚園、認定こども園の場合>

- ・幼稚園教諭等を追加で配置する場合は「障害児等受入加算」の制度があります。
また、看護職員を雇用している場合は、保育士の雇用経費との差額相当分を助成する「看護職員雇用加算」、医療的ケア児在籍園が看護職員を配置した場合は「医療的ケア対応加算」の制度があります。
(相談先) 加配認定手続きに関すること： こども青少年局保育・教育支援課 045-671-2397
給付に関すること： こども青少年局保育・教育運営課 045-671-3564
申請書類の提出先： 園所在の区役所こども家庭支援課
- ・神奈川県私立幼稚園等特別支援教育費補助も申請できます。
(相談先) 神奈川県私学振興課（助成グループ） 045-210-3772

<私学助成幼稚園の場合>

- ・神奈川県私立幼稚園等特別支援教育費補助を申請できます。
(相談先) 神奈川県私学振興課（助成グループ） 045-210-3772
- ・横浜市の横浜市私立幼稚園特別支援教育費補助も申請できます。
(相談先) 横浜市こども青少年局保育・教育運営課幼児教育係 045-671-2085

※学校法人立の幼稚園型認定こども園、幼稚園で看護職員を雇用した場合、文部科学省の教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業）の医療的ケア看護職員配置事業の補助が受けられる場合があります。

【問合せ先】文部科学省初等中等教育局特別支援教育課支援第一係 03-6734-3192

(7) 個別支援計画等の準備

幼稚園等において、安全な保育・教育を提供するためには、医療的ケアに関する手順はもちろんのこと、役割分担や注意事項等について、利用を開始する前に全ての教職員が理解しておくことが重要です。それぞれの子どもの状況に応じて、計画や手順書等を準備します。また、園を守るためにも、記録を残しておくことが大切です。

<準備する例>

個別支援計画、日誌、ケアの手順書、ケアの記録、緊急時の対応フロー

- ・予想される緊急時の対応フローについては必ず作成し、園内で共有しておきましょう。ケアの内容によっては、バッテリー等の災害時の対応についても準備が必要です。
- ・園の職員（看護職員や研修を受けた教職員）が医療的ケアを実施する場合は、ケアの手順書を必ず作成し、保護者に十分に内容を確認した上で、全職員が共有することが必要です。



第3章 幼稚園・認定こども園での生活

1 集団生活での配慮

(1) 職員連携

園長が中心となって、入園前から、園児の医学的状況、発達・生活上の配慮、保護者の情報の把握などについて、園全体で組織的に情報共有する仕組みを構築します。

日中の保育では、医療的ケアや体調への配慮、活動状況、緊急時の対応などの情報を教職員間で申し送り・共有するようにします。

教職員全員が適切に連携しながら、園全体として園児の安全を確保していくことがとても重要です。

(2) 慣らし期間の設定

幼稚園等へ入園することは、これまでの保護者との家庭での生活から、子ども同士や教職員との集団生活へと変わるため、新たな環境に慣れることが重要です。また、保護者と園長、担当教諭、看護職員とで医療的ケアの内容や方法を相互に確認することや、安全に過ごすための配慮事項やリスク等を踏まえた具体的な個別支援計画を立てることが必要となります。

そのため、園児の様子やケアの内容等によっては、入園後一定の期間、保護者も付き添って短時間からの慣らし期間を設け、活動の内容や医療的ケアの内容を保護者と幼稚園等で確認します。

慣らし期間は、個々の園児の状況や教職員による医療的ケアの習熟等を踏まえて、保護者と幼稚園等が協議のうえ決定します。

(3) 一日の流れ

①登園

受入れを担当する教職員は、前日から登園までの家庭での様子や健康状態等について、連絡帳等を活用しながら保護者に確認します。必要に応じて、日々の医療的ケアに必要な器材や物品についても保護者から預かります。確認した内容については、園児に関わる全教職員と共有します。

②日中の活動

園児の健康状態を考慮しながら、1日の流れに沿って、それぞれの教職員が担当する役割を確認し、教職員間で連携を図りながら保育します。

また、安全を確保した上で、医療的ケア児が可能な限り他の園児と積極的な関わりを持ちながら過ごすことができるよう配慮します。

③医療的ケアの実施

保護者や訪問看護ステーションの看護師等が来園しケアをする場合は、活動に支障のない実施場所を用意します。教職員（看護職員含む）が医療的ケアを実施する場合は、主治医の医療的ケア主治医意見書・指示書に基づき、あらかじめ保護者と確認した内容及び方法で行います。実施にあたっては、園児の状況に配慮し、必要に応じて専用スペースなどプライバシーに配慮した上で行います。

また、実施した医療的ケアを記録し、教職員間で共有するとともに、連絡帳等に記載します。

④降園

お迎え時には、連絡帳等を用いて園児の様子や医療的ケアの実施状況等を伝えるとともに、登園時に預かった器材や物品を返却します。

医療的ケアの実施者と降園時に担当する教職員が異なる場合も想定されるため、教職員間で情報共有を行い、適切に対応します。

(4) 行事・園外活動等の対応

個々の園児に合った無理のない行事や園外活動等を計画し、あらかじめ保護者への説明と理解を得ておくほか、必要に応じて主治医医療機関にも確認します。安全な保育のため、保護者の同伴を求める場合は、その必要性などを十分に検討し、保護者の理解と協力を得るようにします。

また、体調や当日の天候等により、安全な保育や適切なケアの確保ができないと園が判断した場合は、参加を見合わせる場合があることについて、事前に保護者の同意を得ておきます。

2 日常の保育実施にあたっての留意点

(1) 他の保護者・園児への説明

医療的ケア児やその他の園児の状況によっては、医療的ケア児の保護者の同意を得た上で、クラスに医療的ケア児が在籍することについて説明し、共に活動することに対して理解を得られるよう努めます。可能であれば、事故のリスクを軽減するため、医療的ケア児の保護者の同意を得た上で、他の園児に対し、気を付けてほしいことや、それぞれの器具の大切さ等についても説明します。

(2) 園内での感染症の対応

幼稚園等での感染症対策については、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」等を参考に、園内で感染症が流行している場合は、保護者と情報共有し、感染する可能性があることを事前に保護者と確認します。

3 安全管理

(1) 緊急時の対応

幼稚園等は、チューブ等の自己抜去や急な体調の変化等、想定されるリスクを抽出し、「予想される緊急時の対応フロー」等を作成します。

対応フローには、事前に保護者や主治医医療機関に確認した緊急連絡先や緊急時の対応方法などを記載します。その内容を全ての教職員が共有し、緊急時に適切な対応ができるよう定期的に訓練を実施します。

また、活動中に園児の体調変化や医療的ケアが困難となった等の理由により、活動の継続が困難であると判断した場合には、教育時間の途中であっても、保護者にお迎えを依頼します。

(2) 災害発生時（自然災害による避難等）の対応

災害の発生に備え、平時より準備をしておくことが大切です。避難訓練等において教職員間で医療的ケア児を含めた避難経路、避難先等を確認します。

非常食や医薬品、医療材料の備蓄、医療機器のバッテリーの確保等について、あらかじめ保護者に確認します。また、預かっている器具の定期的なメンテナンスを保護者に依頼します。

災害時、電話等が不通で連絡がとれない、保護者がすぐに迎えに来られない場合等を想定した対応についても、幼稚園等は保護者と確認をします。

園から別の場所に避難する場合に備え、必需品・医薬品等・緊急時の対応手順書・医療機関の連絡先を入れた個別の非常用リュックを準備します。

(3) リスクマネジメント

幼稚園等は、重大な事故を未然に防ぐため、活動中の事故やヒヤリハットを記録するとともに、園内の全ての教職員同士で情報共有を行い、改善策や予防策を検討し、再発防止に努めます。



コラム③各園の受入れ体験談

各園の体験談①	
必要な医療的ケア： 吸引（口腔・鼻腔内、気管カニューレ内、気管）	医療的ケア実施者：園で雇用している看護師
学年：年中	
1日の登園時間：4時間	登園頻度：週5日
<p>のどに管が通っている園児で、吸引などのケアが必要。受入れにあたり、看護師を募集し、1か月かかり雇った（週3日勤務）。本人は活動的で園庭を端から端まで走るのので、先生がついていくのが大変。夏には管が取れて絆創膏になったので、夏休み以降はそばにつくことはなくなった。体力も付いた。最近言葉が出るようになった。うまく話せないが、気持ちを訴えることができるようになった。</p>	

各園の体験談②	
必要な医療的ケア：経管栄養（胃ろう）	医療的ケア実施者：教職員
学年：年中	
1日の登園時間：4時間	登園頻度：週5日
<p>受け入れにあたり、1年前から受け入れるという前提で議論をし、その子が他の子どもたちと普段通りに暮らすためには園でケアを賄う必要があるという結論に至った。職員2名、外部1名が担当。横浜型医療的ケア児・者等コーディネーターにお世話になり、3名は研修を受け資格をとって胃ろうの対応をしている。お弁当のときなどどうするか、みんなの前でケアして良いのか等考えた。園生活が始まると取り越し苦労で、他の子どもたちが本人の医療的なことよりも1人の仲間として受け入れてくれたことに感謝し励まされている。なによりも本人や他の子どもたちの育ちが優先されるべきで、配慮はするが普段の生活を送ることで、より良い育ちが保障されるのではと思っている。昨今の社会状況から感染症対策には気を使ったことも事実だが、時間をかけて教職員がその子が園で何事もなく暮らすための準備や話し合いを行った結果、保育者や援助者の共通認識のもと他の園児と変わらず普通に暮らしており、遠足などの課外活動や預かり保育にも参加している。</p>	

各園の体験談③	
必要な医療的ケア：導尿	医療的ケア実施者：保護者
学年：年中	
1日の登園時間：5時間	登園頻度：週5日
<p>もともと未就園児クラスに通っていた子どもで、年少に入園するタイミングで保護者から相談があった。3、4時間おきにケアが必要で、治っていくものではないが小学生になったら自分でできるようである。9時に登園し14時に降園だが、保育者は特にケアすることなく、毎日12時頃に保護者がきてケアをしている。遠足や園外保育の際には保護者も同行してケアしてくださっている。クラスの中で他の子どもたちには病気やケアの話はしていない。園はケアの方法は聞いてはいるが、実際のケアは見たことはなく、災害時などの対応について相談したところ、ケア自体に緊急性はないので、保護者や祖父母の方へまずは連絡をすることに。来年のお泊り保育の参加をどうするか検討中。</p>	

第4章 支援機関との連携

1 医療機関との連携

(1) 主治医医療機関との連携

幼稚園等で適切に医療的ケアを実施するため、保護者の同意のもと、必要に応じて医療的ケア主治医意見書・指示書の内容や緊急時の対処法等を確認します。

医療的ケア児の体調の急変や緊急時の場合に備えて、速やかに主治医医療機関と連絡できるように協力体制を整えます。

(2) 園医との連携

あらかじめ、保護者の同意のもと、健康状態や医療的ケア内容等について園医と情報を共有します。必要に応じて、園内の感染症対策などに関して相談し、助言を受けます。

(3) 地域の医療機関等との連携

園医以外に連携している地域の医療機関がある場合は、保護者の同意のもと、医療機関と情報を共有します。

同じく訪問看護ステーションを利用している場合も、保護者の同意のもと、家庭でのケアの内容等の情報を共有します。

2 横浜型医療的ケア児・者等コーディネーターとの連携

横浜型医療的ケア児・者等コーディネーターは、医療的ケア児・者等と必要な医療・福祉・教育などの社会資源をつなぐ人です。

専門的な研修を受けた区医師会訪問看護ステーションの訪問看護師です。

医療的ケアに関する専門的な見地から、次の支援を行います。

- ・個別支援（個別ケースを社会支援につなぐ等）
- ・後方支援（事業所への助言等）
- ・地域支援（地域のネットワークの強化等）

具体的には、次のような支援を幼稚園等から依頼することができます。

- ・医療的ケア児への理解を深める研修への支援
- ・幼稚園等の職員が医療的ケアを行う場合の助言・技術指導
- ・園見学や面談等への同席 など

横浜型医療的ケア児・者等 コーディネーターを配置します!

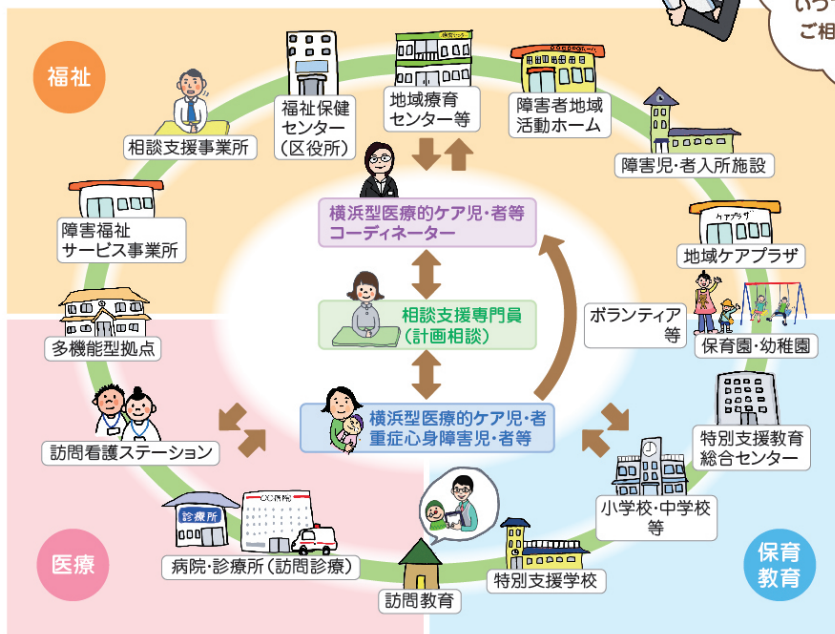
令和2年4月から
全区で支援を
開始します

? 横浜型医療的ケア児・者等コーディネーターって、何をしますか?

- 医療的ケア児・者等(医療的ケア児・者、重症心身障害児・者等)と必要な医療・福祉・教育などの社会資源をつなぐ人です。
- 専門的な研修を受けた、医師会訪問看護ステーションの看護師です。

各機関の
支援者も! — ご本人・
ご家族も!

医療的ケアが
必要な方で、
困ったことがある場合は、
いつでもお気軽に
ご相談ください!



📞 横浜型医療的ケア児・者等コーディネーターの連絡先

(受付時間)月曜日～金曜日/9:00～17:00(※土日・祝日、年末年始を除く)

横浜市と
横浜市医師会の
連携事業です

拠点名	支援する区	電話	FAX
青葉区コーディネーター拠点	緑区・青葉区	045-507-7878	045-507-7813
都筑区コーディネーター拠点	港北区・都筑区	045-910-6586	045-911-6700
鶴見区コーディネーター拠点	鶴見区・神奈川区	070-2628-1077	045-716-8606
旭区コーディネーター拠点	保土ケ谷区・旭区・泉区・瀬谷区	070-3100-0870	045-363-2991
南区コーディネーター拠点	西区・中区・南区・戸塚区	045-308-7102	045-308-7102
磯子区コーディネーター拠点	港南区・磯子区・金沢区・栄区	045-330-9966	045-753-6633

発行元

横浜市 ことども青少年局障害児福祉保健課 ☎045-671-4278
健康福祉局障害施策推進課 ☎045-671-3604

医療局がん・疾病対策課 ☎045-671-2444
教育委員会事務局特別支援教育課 ☎045-671-3958

3 地域療育センター等との連携

医療的ケア児が地域療育センター等に通っている場合は、地域療育センターの担当者等と情報共有するなど、連携することが重要です。

幼稚園等は、地域療育センター等が実施する巡回訪問等を活用し、保護者の同意のもと、一緒に支援を行います。

4 就学に向けた小学校等との連携

小学校等への就学に向けて、保護者の同意のもと、医療的ケア児の健康状態、幼稚園等での対応など、幼稚園等と小学校等が情報を共有し、連携することが重要です。その際には、要録等も活用しながら、丁寧に園での様子を伝えます。

また、集団生活での様子や医療的ケアの対応について、小学校等が見学を希望した場合には、見学の対応をします。

○参考

【小・中学校等で実施する医療的ケアについて】

横浜市立の小・中学校等で実施する医療的ケアについてご案内しています。

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/tokubetusien/yokohamatokubetusien/iryuu-care_2.html

【学校のエレベーターについて】

横浜市立学校のエレベーターの設置状況についてご案内しています。(エレベーターが設置されている学校でも、車いすでアクセスできない教室等がある場合があります。具体的なエレベーターの設置場所等、詳細は各学校にお問い合わせください。)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/soudan/elevatoratschool.html>

【横浜市の学びの場について】

横浜市立の学校（※高等学校を除く）の特別支援教育に関する学びの場についてご案内しています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/tokubetusien/manabinoba/>

【就学相談・教育相談、就学説明会について】

特別支援教育に関する学びの場を希望する、①翌年度に横浜市立の小学校に入学予定のお子さんを対象とする就学相談、②横浜市立の小・中・義務教育学校に在籍しているお子さんを対象とする教育相談、主に①の保護者向けの就学に関する説明会についてご案内しています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/tokubetusien/soudan-madoguti.html>

第5章 入園後の支援

1 受入れ後の支援

(1) 医療的ケア児・者等コーディネーターへの相談

入園後も、必要に応じて、医療的ケア児・者等コーディネーターに相談することができます。

(2) 入園後に医療的ケアが必要となった場合、医療的ケアの内容が変更となった場合

入園時には医療的ケアを要しなかった園児が在園中に医療的ケアが必要となった場合や、園児の健康状態の変化などで医療的ケアの内容が変更となった場合には、幼稚園等は、人員体制や園児の健康状態、医療的ケアの内容を確認し、受入れが継続できるかなどを関係者で検討します。

保護者は、主治医が記入した「医療的ケア主治医意見書・指示書」を（変更の場合も改めて）幼稚園等へ提出します。

幼稚園等は、必要に応じて主治医医療機関に内容を確認します。不明な点は、医療的ケア児・者等コーディネーターに相談することもできます。

受入れを継続できないと判断した場合は、保護者に丁寧に理由を説明します。

2 人材育成

医療的ケア児の受入れ経験の無い保育所・幼稚園等が、医療的ケア児を受入れられるようにするために、横浜市こども青少年局では医療的ケアの理解を深める研修を実施しています。安心して医療的ケアに対応できるよう、ケアの内容に合わせた手技や実地での研修の充実も予定されています。

また、医療的ケア児の受入れ経験のある園の体験談や事例の共有など、受入れを検討する園を支援します。

○参考資料

【横浜市】

- ・ 保育所等における医療的ケア児の受入れ推進について

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/ikea-hoiku/>

- ・ 医療的ケア啓発パンフレット「医療的ケア～知ってほしい 医療的ケア児・者と家族の思い～」(横浜市ホームページ)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/oyakokenko/shogaihoken/iryorenkei/shiensokushin/ikeapamphlet.html>

- ・ 横浜型医療的ケア児・者等コーディネーター (横浜市ホームページ)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/oyakokenko/shogaihoken/iryorenkei/shiensokushin/ikeacoordinator.html>

- ・ 横浜型医療的ケア児・者等支援者養成研修 (横浜市ホームページ)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/oyakokenko/shogaihoken/iryorenkei/shiensokushin/ikeakenshu.html>

- ・ 【幼稚園設置者向け】 私立幼稚園等の補助金関係

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/hojyokin/youchien-hojyokin.html>

- ・ 保育所等における医療的ケア児の受入れ推進について
(保育所等における医療的ケア児受入れ推進ガイドライン掲載)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/ikeahoiku.html>

【神奈川県】

- ・ 喀痰吸引等制度に関する手続きのお知らせ (神奈川県ホームページ)

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dn6/cnt/f37430/kakutan.html>

- ・ 障害福祉情報サービスかながわ：喀痰吸引等制度に関するお知らせ (関連リンク先)

https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/library/L_Result2.asp?category=67&topid=15

- ・ 私立学校向け補助金関係のお知らせ

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/hojokin/osirase.html>

【厚生労働省関係資料】

- ・ 医療的ケア児等とその家族に対する支援施策 (厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/service/index_00004.html

- ・ 保育関係：保育所における感染症対策ガイドライン (厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/hoiku/index.html

○参考様式

下記の横浜市ウェブサイトにて、ワードまたはエクセルデータを掲載しています。
必要に応じて加工してお使いください。

<保護者向けページ>

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/ikeahoiku.html>

<給付対象施設・事業 要綱・様式のページ>

※施設型給付幼稚園、認定こども園が障害児等のための加配認定手続きのために使用する場合は、
下記ウェブサイトからダウンロードした様式を加工せずにお使いください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/info/yoko/youshikiany.html>

・医療的ケア児事前相談票

医療的ケア児保育所等利用事前相談票（相談日 年 月 日）

	区		課	相談担当者	
相談回数	○をつけてください 初回 ・ 継続 ()		担当CW		担当PHN
相談者氏名	フリガナ氏名			連絡先	
入所希望児氏名	フリガナ氏名			児との関係 生年月日 年齢	H・R 年 月 日 歳
住所	〒				
入所希望時期	年 月		希望クラス	歳児クラス	
入所希望理由	父〔氏名〕			母〔氏名〕	
✓をつけてください	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 求職中 <input type="checkbox"/> 育児中の利用継続 <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 通学 <input type="checkbox"/> 育休中の利用継続			<input type="checkbox"/> 病気・けが <input type="checkbox"/> 災害の復旧 <input type="checkbox"/> そのほか <input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 求職中 <input type="checkbox"/> 育児中の利用継続 <input type="checkbox"/> 病気・けが <input type="checkbox"/> 災害の復旧 <input type="checkbox"/> そのほか	
利用希望時間	通勤時間を含める 登園時間 (:) ~ 降園時間 (:)				
入所希望園 見学状況に○をつけてください	第1希望 (見学済・未)		第4希望 (見学済・未)		
	区		区		
	第2希望 (見学済・未)		第5希望 (見学済・未)		
	区		区		
	第3希望 (見学済・未)		第6希望 (見学済・未)		
	区		区		
見学希望日時					園との調整
その他					

	該当する医療的ケア等に○をつけてください	
経管栄養 (経鼻・胃ろろ・腸ろろ)	<input type="checkbox"/> 口から食べている	<input type="checkbox"/> 鼻からチューブで入れる
	<input type="checkbox"/> おなかからチューブで入れる	<input type="checkbox"/> 首の近くから点滴
	<input type="checkbox"/> その他	
吸引 (口腔・鼻腔内・気管切開・気管カニューレ内)	<input type="checkbox"/> 喉にチューブがついている	<input type="checkbox"/> 人工呼吸器を使っている
	<input type="checkbox"/> 管やマスクで酸素を吸っている	<input type="checkbox"/> 痰を器械でとる
	<input type="checkbox"/> その他	
導尿	<input type="checkbox"/> 管を入れて尿を出す	<input type="checkbox"/> オムツを使用
	<input type="checkbox"/> その他	
血糖管理	<input type="checkbox"/> 器械を使って血糖値を測る	<input type="checkbox"/> 毎日注射をしている
	<input type="checkbox"/> 毎日薬を飲ませている	
酸素療法	<input type="checkbox"/> 酸素カスラを使用している	<input type="checkbox"/> 酸素マスクを使用している
その他		
アレルギーの有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ⇒内容	

特記事項

第7号様式

区福祉保健センター長

施設・事業者長

施設・事業者長は次の園児について、園児における医療的ケアの実施をお願いします。
当該施設の担当看護職員等が以下の医療的ケアを実施することに同意します。

医療的ケア主治医意見書(兼診療情報提供書)・指示書

(ふりがな) 児童名	性別	男・女	生年月日	年 月 日		
				歳 か月		
診断名						
経過	必要に応じて別紙を添付してください。					
所見等	(病状の安定性、発達や日常生活活動度、治療や生活管理の上での配慮事項などについてご記入ください。)					
主な治療と 今後の見通し	必要に応じて別紙を添付してください。					
保育・教育施設での保育教育の適性についての見解 (あてはまる□のすべてにレ点を入れてください) <input type="checkbox"/> 保育園で集団の生活が可能である(別紙参照) <input type="checkbox"/> 在宅生活が安定している <input type="checkbox"/> 3か月の間、入退院を繰り返していない						
			医療的ケアの内容		留意点(注意事項などを記載)	
経管栄養	<input type="checkbox"/> 経管栄養(<input type="checkbox"/> 経鼻 <input type="checkbox"/> 胃ろう <input type="checkbox"/> 腸ろう <input type="checkbox"/> その他()) <input type="checkbox"/> 注入内容() <input type="checkbox"/> 注入速度目安(ccを 分程度で) <input type="checkbox"/> 注入方法(<input type="checkbox"/> シリンジ <input type="checkbox"/> イルリガートル)					
吸引	<input type="checkbox"/> 口腔内 <input type="checkbox"/> 咽頭・喉頭部 <input type="checkbox"/> 経鼻気管内 <input type="checkbox"/> 気管切開(cm) <input type="checkbox"/> 気管カニューレ・経鼻咽頭エアウェイ内			(吸引圧や挿入の長さなどを記載)		
導尿	<input type="checkbox"/> 自己導尿の補助・援助 <input type="checkbox"/> 導尿(時間毎) <input type="checkbox"/> その他					
血糖管理	血糖測定(<input type="checkbox"/> 持続自己血糖測定器 <input type="checkbox"/> 血糖自己測定器) <input type="checkbox"/> インシュリン注入(<input type="checkbox"/> ポンプ <input type="checkbox"/> ペン型) <input type="checkbox"/> その他())					
酸素療法	<input type="checkbox"/> 酸素カヌラ(ℓ/時間) <input type="checkbox"/> 酸素マスク(ℓ/時間)					
その他	中心静脈 栄養	CVロック時間(時間)				
	人工呼吸器	呼吸回数(回/分) PEEP圧(cmH2O)				

・医療的ケア主治医意見書・指示書（2 ページ目）

	医療的ケアの内容	留意点(注意事項などを記載)
投薬	<input type="checkbox"/> 経口 <input type="checkbox"/> 注入 <input type="checkbox"/> 座薬 <input type="checkbox"/> その他() 注入方法(<input type="checkbox"/> 水に溶く <input type="checkbox"/> 胃ろうより注入) ※処方箋を添付してください	
食物アレルギー	<input type="checkbox"/> あり(アレルギー:) <input type="checkbox"/> なし	
摂食嚥下状態	【経口摂取】 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 一部可 <input type="checkbox"/> 不可 【食事形態】 <input type="checkbox"/> 普通食 <input type="checkbox"/> きざみ食 <input type="checkbox"/> ペースト食 <input type="checkbox"/> その他()	
緊急時の対応	【状態】 【対応】 【緊急搬送の目安】 【搬送までの対応】 【緊急搬送先名・電話】	
発作時の対応	<input type="checkbox"/> けいれん発作 発作の様子・頻度・時間 対応方法等	
その他		

年 月 日

医療機関名: _____

医療機関所在地: _____ (電話: _____)

主治医氏名: _____

担当部署名: _____ (電話: _____) 担当者名: _____

本意見書に関してのお問い合わせ先

担当部署名 _____ (電話: _____) 担当者名: _____

【新規入所児童の場合】保護者 → 主治医 → 保護者 → 区役所 → 施設・事業者(原本)

【在園児の場合】保護者 → 主治医 → 保護者 → 施設・事業者(原本) → 区役所(写し)

施設・事業者長

医療的ケア児の保育に関する同意書

児童氏名 _____

1 基本的事項

- 保育・教育の利用日・利用時間は、利用調整結果の範囲内において、保護者が保育・教育を必要とする時間とし、医療的ケアの状況、保育所等の状況を踏まえ、保育・教育施設と保護者との同意の上、決定します。(利用曜日: _____) (決定時間: _____ ~ _____)
- 初日から一定の期間慣らし保育を保護者付き添いのもと行います。期間及び利用時間については、保育・教育施設と相談の上、決定します。児童の様子や状態によっては、慣らし保育が短縮・延長される場合もあります。
- 通常の保育と異なる状況(行事等)の際は、事前に主治医等に相談をしながら、児童に負担がかからない参加方法を検討します。体調の状況、天候等によって、参加を見合わせる場合があります。
- 必要な範囲で関係機関へ情報提供します。

2 医療的ケアの対応内容

- 医療的ケアの対応は、医療的ケア主治医意見書及び医療的ケア指示書の内容に基づき実施します。
- 必要に応じて、保育・教育施設の担当看護職等が、主治医に医療的ケアの相談、手技指導等を行うことがあります。
- 主治医の指示以外の保護者による判断での医療的ケアの対応は行ないません。
- 医療的ケアを実施するにあたり必要な文書等の発行等は保護者が医療機関に依頼し、かかる費用は保護者負担になります。
- 医療的ケアを安全に進めるためにカンファレンスを開催することがあります。

3 実施体制

- 日常における健康状態が安定している中での保育・教育になります。
- 保護者が、医療的ケアに必要な医療機器、医療用具、医薬品及び消耗品等を準備、整備を行い、毎日持参してください。
- 使用済みの医療器具の廃棄物はお持ち帰りください。
- 登園の際に体調を把握し、体調が悪い場合は保育・教育施設を利用できないことがあります。第3号研修を修了した職員は、看護職との連携のもとで、「たん吸引」・「経管栄養」については対応が可能となります。その場合、第3号研修を修了した職員が、医療的ケアを行うことがあります。
- やむを得ない事情により医療的ケアを行う看護師が不在の場合は、保護者等がケアを実施する、または、保育所等を利用できないことがあります。

4 安全管理体制

- 緊急時を含め、園から連絡する場合があるため、必ず連絡が取れるようにしてください。
- 園としては十分注意をしますが、集団生活の中では、「かみつき」や「けんか」等によるけがをすることもあります。
- 集団生活の場では、感染症にかかるリスクが高くなることも予想されるため、園内で感染症が発症した場合には、保護者が園の情報により、保育を利用するかどうか判断してください。また、園の判断で保育の利用を控えてもらうことがあります。
- 緊急時の対応については、保護者及び医療機関と事前に対応を協議し、「予想される緊急時の対応フロー」「安全管理マニュアル」などを記載のうえ、それに沿って対応します。
- 災害時対策として、万が一災害時に保護者が迎えに来られないことがある可能性を想定し、3日分の薬と食事(栄養剤)を保育所等へ持参してください。医療的ケアの使用物品もお預かりします。その場合、定期的な点検等は保護者をお願いします。

年 月 日

上記に同意します

保護者氏名 _____

(保護者) → (施設・事業者) → (写し保護者)

医療機器等預かり同意書

保育・教育施設で医療機器等をお預かりする場合、集団生活の中での思わぬアクシデントを考慮し、安全に保育を実施する必要があります。保育・教育施設での安全な医療機器等の取り扱いについて、次のとおり預かる内容を確認させていただきます。ご理解ご協力をお願いいたします。

【確認事項】

歳児クラス	ぐみ	(ふりがな) 児童氏名
機器の種類	<input type="checkbox"/> 医療機器	
預かり方法	<input type="checkbox"/> 毎日持参 <input type="checkbox"/> 園で保管	
使用中の注意事項		
管理方法 (受領時に施設が記載します)	管理場所 () 注意事項 () 管理責任者 ()	

【同意事項】 をお願いします。

- 保育中の医療機器等の取り扱いには十分注意しますが、何らかの原因で破損や、子ども同士で思わぬアクシデント等が生じた場合、原則として保育・教育施設では補償はしかねますのでご了承ください。
- 医療機器の点検等は保護者が定期的に行ってください。
- 災害時用にお預かりした機器については、保護者が点検・バッテリーの充電を定期的に行ってください。
- 記載内容に変更があった場合、「医療機器等預かり同意書」を改めて保育・教育施設に提出してください。

年 月 日

保護者氏名 _____

(保護者) → (施設・事業者) → (写し保護者)

「私立幼稚園等における医療的ケア児受入れのためのガイドライン」

<発行>

公益社団法人横浜市幼稚園協会

〒221-0055 横浜市神奈川区大野町1-25

電話 045-534-8708

横浜市こども青少年局保育・教育運営課

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

電話 045-671-2085

FAX 045-664-5479